



## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるほど蔓延している実態は、大半が国の責めに帰すべき事由によるものであり、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」においても、国の法的責任が明確に示されている。

現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

さらに、身体障害者福祉法上の肝臓機能障害に係る障害認定基準は、患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

また、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成 23 年 12 月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされたが、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

事実、数多くの肝硬変・肝がん患者が毎日のように亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、板橋区議会は国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 肝臓機能障害に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 4 日

東京都板橋区議会議員

茂野善之

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

宛